松本みらい保育園むらいキッズ　しおり（重要事項説明書）

＜令和６年７月１日現在＞

保育の提供の開始に際して、あらかじめ当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです

1　施設運営事業者

事業者の名称	合同会社未来ファミリー
代表者氏名	代表社員　高田　良一
法人の所在地	長野県松本市村井町南 2-6-9
法人の電話番号	電話番号　0263-87-0601
定款の目的に定めた事業	保育園、保育室等の保育施設の運営

2　利用施設

施設の種別	企業主導型保育施設　小規模保育所（A型）
施設の規模	173.90 ㎡（延べ）
施設の構造	木造
施設の名称	松本みらい保育園むらいキッズ
施設の所在地	長野県松本市村井町南 2-6-9
事業開始年月日	令和元年５月 24 日
連絡先	電話番号　0263-87-0601 ファックス　0263-87-0609
代表者氏名	代　表　高田　良一
管理者	園　長　廣田　千恵 施設長　岩月　まなみ
利用定員	（１）利用定員 子どもの区分 ／ 定員 ０歳児 ／ ６人 １歳児 ／ ６人 ２歳児 ／ ７人 （２）保育の需要等から子どもの区分による定員を変更して受け入れる場合があります。 （３）利用定員には、企業枠と地域枠があります。地域枠は、定員の 50%以下です。 （４）定員内に、非正規労働者の児童を優先的に入所させるための定員枠を 10 名設けています。
申請受理年月日	令和元年５月 27 日

3　提供する保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、利用子どもの心身の状況等に応じて、保育を提供します。

4　保育理念

みらい保育園は、
家庭的で健康的なあたたかい環境の中で、
ひとりひとりの育つ“ちから”を大切にします。

＜大切にしていること＞

・ご家庭との信頼関係が、子どもの園生活での健やかな成長につながると考えます。
　ご家庭との細やかなコミュニケーションを大切にします。
・乳幼児のお子さんにとって、スキンシップ、抱っこ、まわりの人達の明るい笑顔など、赤ちゃんはいろんなことを感じ、あたたかいコミュニケーションをたのしむことは、
　豊かな育ちにつながると考えます。
・身体をうごかすことはとても大切と考えます。
・豊かな食は心も身体の基盤になると考えます。

5　園の方針

1）健やかな生活リズムの確立を目指し、ひとりひとりのやりたい！自分でできる！
　喜びの気持ちに寄り添う。
2）安全で豊かな生活環境を整え、興味関心の芽を創意工夫の意欲につなげていける
　遊びを充分にする。
3）ありのままを受け止めて、愛情をもって肯定的に対応する。
4）日常の様々な経験を保育士や友達と共感しあうことで、人と繋がる喜びを体験する。
5）食育、保健指導、安全教育を計画的に行い、必要な生活習慣を身につける。
6）豊富な感動体験をすることで、五感を十分に使った豊かな情緒を育んでいく。

6　当園における設備等の概要

（1）設備

設　備	部屋数	設　備	部屋数
乳児室・ほふく室	1室	調理室	1室
保育室	2室	幼児用トイレ	1室
事務室・医務室	1室	職員用トイレ	1室
更衣室	1室	面談室	1室

（２）職員の配置状況

職　種	員　数	常　勤	非常勤	備　考
園　長	１人	０人	１人	
施設長	１人	１人	０人	
保育士	６人	５人	１人	園児の人数により増減する
看護師	０人	０人	０人	
保育補助者	３人	１人	２人	園児の人数により増減する
管理栄養士	０人	０人	０人	
栄養士	１人	１人	０人	
調理員	２人	０人	２人	
事　務	１人	１人	０人	

当園では、児童福祉法の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職員を配置しています。

（３）職員の職務内容

職　種	職務内容
園　長 主　任	保育園の管理運営を統括します。また、苦情解決者として苦情の解決にあたります。
保育士 看護師	保育計画に基づき保育を行います。また、家庭との連絡等の業務を行います。
保育補助者	保育士の補助を行います。
管理栄養士 栄養士	子どもの栄養の指導、給食の調理等を行います。
調理員	給食の調理等を行います。
事　務	保育園の事務、保育補助を行います。

（４）クラス編成と職員の配置予定

対象年齢	クラス名	児童数	保育士数	備　考
０歳児	ほし組	６人	２人	状況に応じてもう１名、保育士が補助に付きます。
１歳児	つき組	６人	２人	状況に応じてもう１名、保育士が補助に付きます。
２歳児	にじ組	７人	２人	状況に応じてもう１名、保育士が補助に付きます。
備考１）担当保育士数は、受け入れる子どもの人数により増減することがあります。 ２）担当保育士のほか、状況に応じて他の保育士が保育を補うことがあります。 ３）子どもの成長の姿を考慮し、年度途中で進級クラスに移行する場合があります。				

7　利用定員ごとの保育の提供する曜日等

提供する曜日	月曜日から日曜日まで	
保育時間	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）
	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分（11時間）
延長保育	保育短時間	朝：午前7時30分～午前8時30分 夕：午後4時30分～午後6時30分
開所時間	月～日曜日	午前7時30分～午後6時30分
休業日	年中無休	

※保育時間は就労証明書や認定等の内容により相談させていただくことがあります。

8　保育料

当園が定める利用者負担（保育料）、支払い方法、支払い期日に準じます（別表1・2）。

保育料の算定には、利用時間区分・利用日数（週）に応じた保育料のご負担をお願いいたします。尚、3歳から5歳までについては保育の必要性のある子どもたち、0歳から2歳までについては住民税非課税世帯であって保育の必要性のある子どもたちの利用料について、標準的な利用料が無償化されます。

9　その他費用

内容	単位	金額（税込）
おむつ処理費用	1月あたり	220円
行事費用	1回あたり	実費
その他	都度	実費

※その他費用は、保育料と合わせてご請求いたします。

１０　給食の方針、食事の提供、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

（1）給食の方針

・自園調理

給食は全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。天然素材のだしを使用し、化学調味料を一切使わず、できる限り国産の食材を使用して献立を作成しています。

※ただし、食材に化学調味料が使用されている場合があります。

（2）食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時00分頃
1歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時00分頃
2歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時00分頃

※献立表は毎月別途お知らせします。

（３）アレルギー対応状況

アレルギーが疑われる場合、当園管理栄養士に相談の上、嘱託医を受診し医師の指示書を提出してください。指示書に基づき当園で可能なものは除去食・代替食で対応します。

※食物アレルギー対応マニュアル有

（４）管理栄養士・栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	１人	１人	０人	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

（５）調理員及び乳児担当職員は、毎月検便を行っています。

１１　提携する医療機関

当園は、提携する医療機関として今村こどもクリニック（所在地：長野県松本市寿中１丁目１９－１５）と保育園の園児の健康管理について、嘱託契約を締結しております。

園児に対する健康診断（健康診断項目：学校保健安全法に準じる）及び保健衛生指導に関する内容は以下のとおりです。

（１）定期健康診断（年２回）

（２）感染症発生時健康診断

（３）保健衛生の普及及び予防並びに健康相談の実施

（４）保育所における保健管理に関し、必要に応じた指導と助言を行うこと

（５）その他保健衛生に関すること

１２　提携する歯科医

当園は、提携する歯科医としてやまぐち歯科クリニック（所在地：松本市村井町南 2-6-20）と保育園の園児の口腔衛生管理について、嘱託契約をしております。

園児に対する歯科健康診断及び口腔保健衛生指導は次のとおりです。

（１）　歯科健康診断(年１回)

（２）　口腔衛生指導

（３）　その他の口腔保健衛生に関すること

１３　利用の開始及び終了に関する事項

（１）利用の開始について

入園決定された保護者に本重要事項説明書同意書等に同意をいただき、保育の提供を行います。

（２）利用について

１）登園、降園時間を守るようにしてください。

２）登園、降園時間を変更する場合は、保育園までご相談ください。

（3）利用の終了について

以下の場合、保育の提供は終了となります。

1）子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に定める認定（第3号保育認定）、いわゆる保育認定の子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む）

2）保護者から退園の申請があったとき

※退園の申請は、退園月の前月末までなっております。1ヶ月以上前に申請が無かった場合は、1ヶ月分の保育料をご請求させていただきます。

3）保育料金の支払いが、2ヶ月間滞ったとき

4）職員に対する暴言、暴力行為等、ハラスメント行為があったとき

5）ソーシャルメディアを利用して、当園に対する事実と異なる投稿をしたとき

また、関係者の同意を得ることなく他人の個人情報、肖像、プライバシー等に関する内容を発信したとき

6）その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

１４　相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当	担任保育士
相談・苦情解決責任者	園長　廣田　千恵
第三者委員会	弁護士　三浦　守孝（三浦法律事務所） 〒390－0874 松本市大手1-3-29丸今ビル3階 電話番号0263-39-2030
受付方法	来園、文書、電話等により受け付けます。

１５　賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています（保育園の管理下で発生した事件に起因する死亡の場合）。

保険会社	保険種類	保険金額
独立行政法人 日本スポーツ振興センター	障害責任保険	障害　4,000万円
独立行政法人 日本スポーツ振興センター	災害共済給付制度	死亡　3,000万円

１６　当園におけるその他の留意事項

宗教活動、政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

１７　個人情報の取り扱いにについて

（１）当園では園児に対する日々の保育、健康管理、緊急時の連絡のため、その他円滑な保育運営に必要な範囲の目的の為に利用します。

（２）情報の保護

当園では、取得した個人情報は第三者によって不当に扱われることがないように適切に管理致します。ただし、下記の場合は必要最小限の範囲で開示すること場合があります。

・保護者の承諾がある場合

・法令により開示を求められた場合

・保育園の嘱託医など、保育園運営に必要な業務委託先に個人情報を提供する場合

・人命保護のため必要と認められた場合

１８　設置者及び職員に対する研修の受講状況

設置者及び職員に対する研修の受講状況（別表 3）参照。

１９　緊急時における対応方法・非常災害対策

非常災害時の対応について（別表 4)、事故発生時対応フローチャート（別表 5）参照。

２０　虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の防止に関する対応について（別表 6）参照。

２１　設置者が過去に事業停止命令または施設閉鎖命令を受けたか否かの別

事業は適正に運営しております。

※別表 3～6 につきましては園内に掲示しております。

以上

2023年度研修受講(予定)一覧【むらいキッズ】 別表3

日時	研修名	会場	受講(予定)者
令和5年4月24日(月)15:00~17:00	離乳食担当保育士研修会	なんなんひろば3階	熊谷
令和5年5月9日(火)15:00~17:00	保育士・教諭アレルギー研修会	梓川公民館多目的会議室	赤澤
令和5年5月11日(木)14:00~16:00	令和5年度キャリアステージ研修(Ⅰ基礎形成期相当)	Zoom	赤澤
令和5年5月12日(金)14:00~16:30	令和5年度保育士等キャリアアップ研修『乳児保育の意義』	Zoom	中島
令和5年5月19日(金)10:00~15:30	令和5年度参観研修	安曇野市立穂高幼稚園	江口
令和5年4月24日(月)0:00 ~令和6年2月22日(木)23:59	令和5年度保育士等キャリアアップ研修『乳児保育』15時間	オンデマンド	赤澤
	令和5年度保育士等キャリアアップ研修『障害児保育』15時間		北原
	令和5年度保育士等キャリアアップ研修『保健衛生』15時間		竹内
	令和5年度保育士等キャリアアップ研修『ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ』15時間		中島
令和5年6月8日(木)13:30~16:50	令和5年度 3歳児未満担当保育士研修会(保育・保健)	総合社会福祉センター	宮坂
令和5年6月9日(金)15:00~17:00	3歳児未満担当保育士研修会(食事)	なんなんひろば	塩原
令和5年6月14日(水)14:00~15:30	令和5年度 フィールド研修 スタート研修	Zoom	宮坂
令和5年7月7日(金)14:00~16:00	令和5年度キャリアステージ研修(Ⅳ管理職期相当)	Zoom	赤澤
令和5年7月27日(木)14:00~16:00	令和5年度 フィールド研修 第一回研修	Zoom	宮坂
令和5年10月17日(火)14:00~16:00	令和5年度 フィールド研修 第二回研修	Zoom	宮坂
令和5年10月18日(水)14:00~16:00	令和5年度キャリアステージ研修(Ⅱ伸長期相当)	Zoom	未定
令和5年11月9日(木)14:00~16:00	令和5年度キャリアステージ研修(Ⅲ充実期相当)	Zoom	中島
令和6年1月15日(月)14:00~16:00	令和5年度 フィールド研修 リフレクション研修	Zoom	宮坂
申し込み予定			
令和5年7月20日(木)14:00~16:30	令和5年度長野市保育士等キャリアアップ研修『保護者支援』	Zoom	竹内・北原
令和5年8月8日(火)10:00~16:00	令和5年度 主任保育士研修	安曇野市堀金公民館	赤澤・江口
令和5年8月8日(火)14:00~16:30	令和5年度保育士等キャリアアップ研修『乳児保育の環境』	Zoom	中島
令和5年8月9日(水)10:00~16:00	令和5年度 主任保育士研修	安曇野市堀金公民館	赤澤・江口
令和5年8月24日(木)14:00~16:30	令和5年度保育士等キャリアアップ研修『障害児の理解	Zoom	中島・竹内
令和5年8月30日(水)14:00~16:00	令和5年度キャリアステージ研修(Ⅳ深化・貢献期相当)	Zoom	江口

別表４

非常災害時の対応について

関係機関の連絡先

＜けが・火事＞

救急・消防	１１９番
芳川消防署	０２６３－５８－４３２２

＜不審者＞

警察	１１０番
松本警察署	０２６３－２５－０１１０
村井・寿交番	０２６３－５８－２０２４

＜その他＞

松本市役所	０２６３－３４－３０００
保育課	０２６３－３３－９８５６
長野県松本保健福祉事務所	０２６３－４７－７８００
福祉課	０２６３－４０－１９１１
公益財団法人児童育成協会	０５７０－５５０－８１９

保護者との連絡方法

直接、電話もしくはメールで連絡する。

避難訓練の実施状況

令和６年度

４月25日	５月29日	○ ６月20日	７月26日
８月28日	９月30日	10月30日	○ 11月27日
12月26日	１月29日	２月26日	３月６日

※不審者対応訓練は、○印の月に実施（予定）しています。

避難場所及び避難方法

＜避難場所＞

一次避難場所：園庭　　二次避難場所：村井町南公園

三次避難場所：才教学園小学校・中学校

＜避難方法＞

災害時は、徒歩・ベビーカー・避難車で園児の安全を最優先し、避難場所へ避難する。

別表５-①

事故発生時対応フローチャート１

○保育園内で事故が発生した場合

事故発生

第一発見者

ア．事故の状況把握（本人・現場及び周囲の状態）

イ．パート職員の場合は、正規職員に速やかに報告

応急処置

ウ．怪我（傷）の状態を把握し、適切な処置をする

エ．医院へつなげることを前提としての処置をする
（必要最低限の処置で、素人判断での薬の使用はしない）

救急　119

オ．事故状況で必要と判断した時

カ．付き添った職員は園に適宜連絡する

・芳川消防署　0263-58-4322

医師・医院

キ．事故の状況を把握している職員または担任及び看護師が付き添いをする

ク．治療状況を把握する

・まつもと医療センター
0263-58-4322
・今村こどもクリニック
0263-85-2228

園長（廣田千恵）・施設長・主任・看護師

保護者

ケ．伝達事項は、事故の発生状況と事故の程度

コ．受診する旨の了解をとる（医院の確認）

サ．事故の状況に応じて、保護者の来院・来園をお願いする

園に戻ってからの子どもの状態と事故処理の把握

シ．担任だけでなく、他の職員等も子どもの観察をし、変化があれば、互いに連絡する

お迎え時の対応（保護者への謝罪・説明）

ス．言動に気をつけ、誠意をもって、事故の状況・程度・受診内容・今後の通院対応を伝える

セ．丁寧に事故の謝罪をする

職員打ち合わせ（反省会）　日を置かず、速やかに行う

事故発生時対応フローチャート２

○保育園外で事故が発生した場合

事故発生

第一発見者

ア．事故の状況把握（本人・現場及び周囲の状態）

イ．速やかに他の職員に声掛けをする

ウ．情報は正確に把握し、指示決定する

②救急　119 ---------- ①病院

・まつもと医療センター
0263-58-4322
・今村こどもクリニック
0263-85-2228

・芳川消防署　0263-58-4322

エ．事故の状態により、適切な行動・連絡をする
連絡先①②③の順序は状況に応じて対応する

オ．病院等への搬送は職員が同伴し、状況を伝達し、治療等把握する

③保育園

・むらいキッズ　0263-87-0601
・園長（廣田千恵）090-9666-4401
・施設長、主任、看護師

保護者

カ．事故の発生状況と事故の程度を伝達し、医療機関にかかる場合は、受診する旨の了解をとる。事故の状況に応じて、保護者の来院・来園をお願いする

園に戻ってからの子どもの状態と事故処理の把握

キ．担任だけでなく、他の職員等も子どもの観察をし、変化があれば直ちに互いに連絡する

お迎え時の対応（保護者への謝罪・説明）

ク．言動に気をつけ、誠意をもって、
事故の状況・程度・受診内容・今後の通院対応を伝える

ケ．丁寧に事故の謝罪をする

職員打ち合わせ（反省会）　日を置かず、速やかに行う

別表６

虐待の防止に関する対応について

虐待防止マニュアルの作成状況

作成済

虐待の防止に関する研修の実施状況

年一回 研修を実施する

虐待における保育園の役割

児童虐待防止法第５条には、児童虐待の早期発見等として、「児童福祉施設職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない」と努力義務が課せられています。子どもに毎日長時間関わる保育園の職員として、虐待やその兆しを発見しやすい立場にあることを自覚し、子どもへの「虐待の早期発見」に努めます。

① 虐待の発生予防
② 虐待の早期発見
③ 虐待が発生している家庭への援助

虐待が疑われたら

① 毎日子どもを保育する中で「いつもと違う」「どうしてあんなところに傷が」「十分に世話をしてもらってないのでは」等、虐待が疑われたら、速やかに園長に伝える。
※虐待予防チェックシートを記入する。
② 園長は家庭環境や保護者の心理状況、園児の様子を把握し、必要に応じて児童相談所へ連絡する。
③ 職員は子どもの日常生活の見守りと安全の確保を第一に考え、関係機関と連携をとりながら継続的に援助していく（園全体で情報を共有する）
④ 職員は保護者と子どものプライバシー保護については高い知識を身につけ、十分把握する。

関係機関との連携

① まずは電話連絡し、対応を協議する。緊急時の連絡先を把握しておく。
② 情報を提供し、緊急度の判断を待つ。

松本児童相談所：0263-91-3370